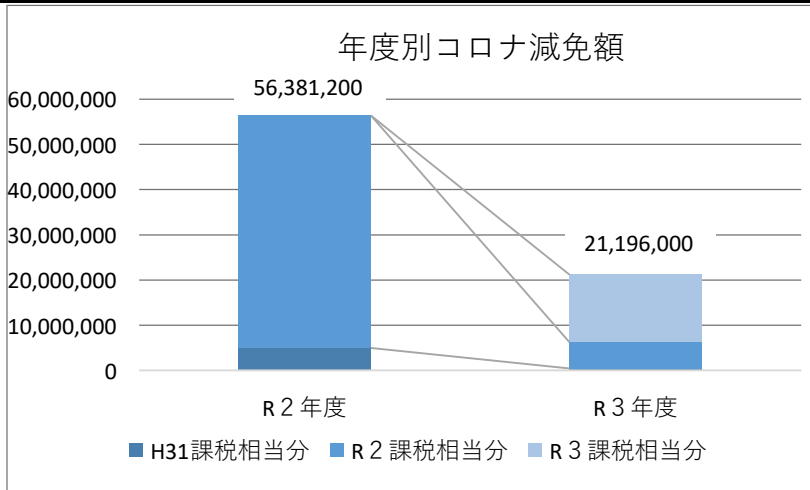


新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び傷病手当金について 資料4

1. 国民健康保険税の減免

【実績】

	H31課税相当分		R2課税相当分		R3課税相当分		合計(金額)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
R2年度	278	4,988,500	351	51,392,700	-	-	56,381,200
R3年度	26	475,700	46	5,805,000	105	14,915,300	21,196,000



【概要】

○主な要件

- ・新型コロナウイルスにより、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれる世帯(3/10以上の減少)

○減免額

- ・前年の所得に応じて2/10から10/10の割合で減免

【その他】

- 減免額について、全額国の財政支援あり。(R4は一部市の負担となる予定)

2. 傷病手当金

【実績】

	(件)		(円)	
	件数	金額	件数	金額
R2年度	0	0		
R3年度	9	451,732		

【概要】

○対象者

- ・新型コロナウイルスに感染し、療養のため労務に服することができなかった方
- ・給与の支払いを受けている方に限る。(自営業やフリーランスの方は対象外)

○支給額

- ・1日当たりの平均給与×2/3
- ・労務に服することができなくなった日から4日目以降の分

【その他】

- 支給額について、全額国の財政支援あり。